

姫路港・相生港・赤穂港台風津波対策委員会を開催しました

平成30年6月22日に、臨海事業所、自治体、関係行政機関等25団体、27名の方々に参集いただき、平成30年度姫路港・相生港・赤穂港台風津波対策委員会を開催しました。

本委員会において、下記のとおり台風津波対策実施要領の措置区分名称の変更等が承認されました。

記

1 措置区分の変更

台風

ア 警戒態勢 第一体制

イ 大型船避難勧告及び全船避難勧告 第二体制

津波

ア 津波警戒勧告 津波第一体制

イ 津波避難勧告 津波第二体制

2 措置内容の変更（追加）

台風

ア 第一体制

小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備（流出防止措置）を行なうこと。

イ 第二体制

a 総トン数1万トン未満の船舶

避難場所を選定し、台風等の動向、避難完了までに要する時間を勘案の上、時機を失することがないように安全な場所に避難し、保船等万全の措置をとること。

b 小型船舶

第一体制に同じ

津波

小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。

陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。



委員会の状況